

令和5年度 第1回沼田市地域公共交通会議

日時：令和5年5月24日（水）11：00開始予定

※沼田市地域公共交通活性化協議会終了後

場所：沼田市立図書館4階視聴覚室

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

4 報告事項

(1) 沼田市委託路線の運賃改定について

(2) デマンドバス乗降ポイントの新設・移設について

4 その他

5 閉 会

生活交通確保維持改善計画（案）（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

（策定年月日）令和 5 年 5 月 2 4 日

（自治体名称）沼田市

| |
|--|
| 生活交通確保維持改善計画の名称 |
| 沼田市地域内フィーダー系統確保維持計画 |
| 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性 |
| <p>沼田市においては、片品村及びみなかみ町へ通じる幹線交通である路線バス鎌田線及び猿ヶ京線を軸に、公共交通機関網が広がっている。</p> <p>これら幹線交通に接続する市委託路線バス（愛称：ぬまくる）が支線の役割を果たしているが、運行本数が少ないことやバス停までが遠いことが要因となり、利用者数は年々減少している。</p> <p>こうした状況下において、令和 4 年 3 月 2 5 日から、日中のぬまくるの運行を区域運行（デマンド運行）へ移行した。これにより、ぬまくるの利用促進、また、市内を 3 エリアに分割し、それぞれのエリア内を運行させることにより、幹線交通の利用促進にもつながると考えている。</p> <p>以上のことから、持続可能な公共交通網の形成を図るためには、デマンド運行は極めて重要であり、確保・維持する必要がある。</p> |
| 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果 |
| （1）事業の目標 |
| <p>1. 利用者数 令和 4 年度（令和 3 年 1 0 月～令和 4 年 9 月）のぬまくる合計年間利用者数（3 3, 2 7 2 人）を起点とし、沼田市第 6 次総合計画に掲げている年間利用者数 5 0, 0 0 0 人（令和 8 年度）を達成し得る各年度の目標値を設定する。 令和 6 年度：3 8, 8 4 8 人 令和 7 年度：4 4, 6 2 4 人 令和 8 年度：5 0, 0 0 0 人</p> <p>2. デマンド運行の相乗率 乗合交通としての機能促進を図るため、デマンド運行の相乗率（利用者数／運行回数）の向上を目指す。（※令和 5 年 5 月実績値：1. 2 2） 3 カ年を通じた目標値：1. 3</p> |
| （2）事業の効果 |
| 日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保されるとともに、周辺町村とネットワークを形成するバスや鉄道と接続することで、効率的な運行体系が実現でき、人の流動を促進し地域活性化につながる。 |
| 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体 |
| <p>事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な利用目的地である病院や駅にガイドマップや時刻表等を配備し利用促進を図る。（沼田市） ・LINE 予約システムを導入し、デマンド運行の利用者増を図る。 ・積極的に広報を行い、デマンドバスの利用について、より一層の普及を図る。 <p>実施主体 沼田市、関越交通株式会社及び株式会社老神観光バス</p> |
| 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 |

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

1. 区域及び乗降ポイント

別添地図のとおり

2. 予定している運行時間

午前8時35分から午後5時30分まで（A・Bエリア）

午前9時から午後5時まで（Cエリア）

3. 予定している運行期間

令和5年10月1日から令和6年9月30日の平日及び土曜日（日曜及び祝日を除く）

令和6年10月1日から令和7年9月30日の平日及び土曜日（日曜及び祝日を除く）

令和7年10月1日から令和8年9月30日の平日及び土曜日（日曜及び祝日を除く）

4. 運送予定事業者

関越交通株式会社

株式会社老神観光バス

5. 地域内フィーダー系統の補足資料

ぬまくる（デマンド運行）は「沼田駅」「保健福祉センター前」「塩の井」「下街道」を主な交通結節点として、地域間幹線系統である鎌田線や猿ヶ京線への乗り継ぎ等、効果的運行の措置を講じており、既存交通と一体となって地域全体の交通ネットワークの一部を形成するものとして整合性が図られている。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

沼田市から運行事業者へ補助を行っている。補助金額については、運行契約に基づき、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

関越交通株式会社

株式会社老神観光バス

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

| |
|---|
| 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付 |
| 13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| デマンドAエリア及びCエリアを運行するバス車両については、走行距離数が50万キロを超えており、耐用走行距離数を大幅に上回っているため、早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために小型車両を2台購入する必要がある。 |
| 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| (1) 事業の目標 |
| 令和6年度 車両2台を購入 令和7年度 運行を継続 令和8年度 運行を継続 |
| (2) 事業の効果 |
| 老朽化している車両を更新することで、今後もバス運行を継続できる。また、老朽化により修繕費がかさんでいるため、更新によって結果的に経費が削減できる。 |
| 15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付 |
| 16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| (1) 事業の目標 |
| 該当なし |
| (2) 事業の効果 |
| 該当なし |
| 19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 20. 協議会の開催状況と主な議論 |
| 令和5年5月24日 沼田市地域公共交通会議を実施し、沼田市地域内フィーダー系統確保維持計画について議論。 |
| 21. 利用者等の意見の反映状況 |
| 地域公共交通会議に利用者の代表として沼田市区長会副会長及び沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長を委員として委嘱しており、利用者等の意見を反映して本計画を策定している。 |

| 22. 協議会メンバーの構成員 | |
|-----------------|---|
| 関係都道府県 | 群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課 沼田土木事務所長 |
| 関係市区町村 | 沼田市副市長 沼田市総務部長 沼田市都市建設部長 |
| 交通事業者・交通施設管理者等 | 関越交通株式会社代表取締役社長 一般社団法人群馬県タクシー協会北毛支部利根沼田地区会長 全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部委員長 一般社団法人群馬県バス協会長 一般社団法人群馬県タクシー協会長 沼田警察署長 |
| 地方運輸局 | 関東運輸局群馬運輸支局長 |
| その他協議会が必要と認める者 | 沼田市区長会副会長（区長会選出代表区長） 沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長 |

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）群馬県沼田市下之町888番地

（所 属）沼田市役所総務部企画政策課政策推進係

（氏 名）鈴木 彰太

（電 話）0278-23-2111

（e-mail）suzuki-s@city.numata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

| 市区町村名 | 運送予定者名 | 運行系統名等 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画 運行 日数 | 計画 運行 回数 | 利便 増進 特例 措置 | 運送 継続 特例 措置 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10) | | | |
|-------|----------------|------------------|------|------------|----|--------------|----------------|----------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|---------------------------|---|---------------------------|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | | 運行態様の 別 | 基準ハで該 当する要件 (別表7・9) | 補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保 | 基準ホで該 当する要件 (別表7のみ) |
| | 関越交通株式会社 | (1) デマンドバスA | | 旧沼田市内 | | 往 km 復 km | 297日 | 16,632回 | | | 区域運行 | ① | 「沼田駅」「保健福祉センター前」を主な接続点として、補助対象地域間幹線系統の関越交通(株)鎌田 | ③ |
| | 関越交通株式会社 | (2) デマンドバスB | | 白沢町及び利根町南部 | | 往 km 復 km | 297日 | 4,158回 | | | 区域運行 | ① | 「塩の井」を主な接続点として、補助対象地域間幹線系統の関越交通(株)鎌田線と接続 | ③ |
| | 株式会社 老神観光バス | (3) デマンドバスC | | 利根町北部 | | 往 km 復 km | 297日 | 4,158回 | | | 区域運行 | ① | 「下街道」を主な接続点として、補助対象地域間幹線系統の関越交通(株)鎌田線と接続 | ③ |
| | | (4) | | | | 往 km 復 km | 日 | 回 | | | | | | |
| | | (5) | | | | 往 km 復 km | 日 | 回 | | | | | | |

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

| | |
|-------|-----|
| 市区町村名 | 沼田市 |
|-------|-----|

(単位:人)

| | 人口 |
|----------|--------|
| 人口集中地区以外 | 28,331 |
| 交通不便地域等 | |

交通不便地域等の内訳

| 人口 | 対象地区 | 根拠法 |
|----|------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

| 計画名 | 策定年月日 | 特例適用開始年度 |
|-----|-------|----------|
| | | |
| | | |

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

| 市区町村名 | バス事業者等名 | 申請番号 | 運行の用に供する補助対象系統名(申請番号) | 補助対象車両の種別 | | | 乗車定員 | 購入年月 | 利便増進特例措置 | 運送継続特例措置 | 購入等の種別 |
|-------|----------------|------|-----------------------|-----------|---|---|------|--------|----------|----------|---------|
| | | | | イ | ロ | ハ | | | | | |
| 沼田市 | 関越交通株式会社 | 1 | (1) デマンドバスA | 小型 | | | 14 | 令和6年7月 | | | 一括 |
| | 株式会社 老神観光バス | 2 | (3) デマンドバスC | 小型 | | | 14 | 令和6年7月 | | | 割賦(調整中) |
| | | 3 | () | | | | | | | | |
| | | 4 | () | | | | | | | | |
| | | 5 | () | | | | | | | | |

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

計画運行日数及び計画運行回数の根拠資料

区域運行(R5.10.1～R6.9.30)

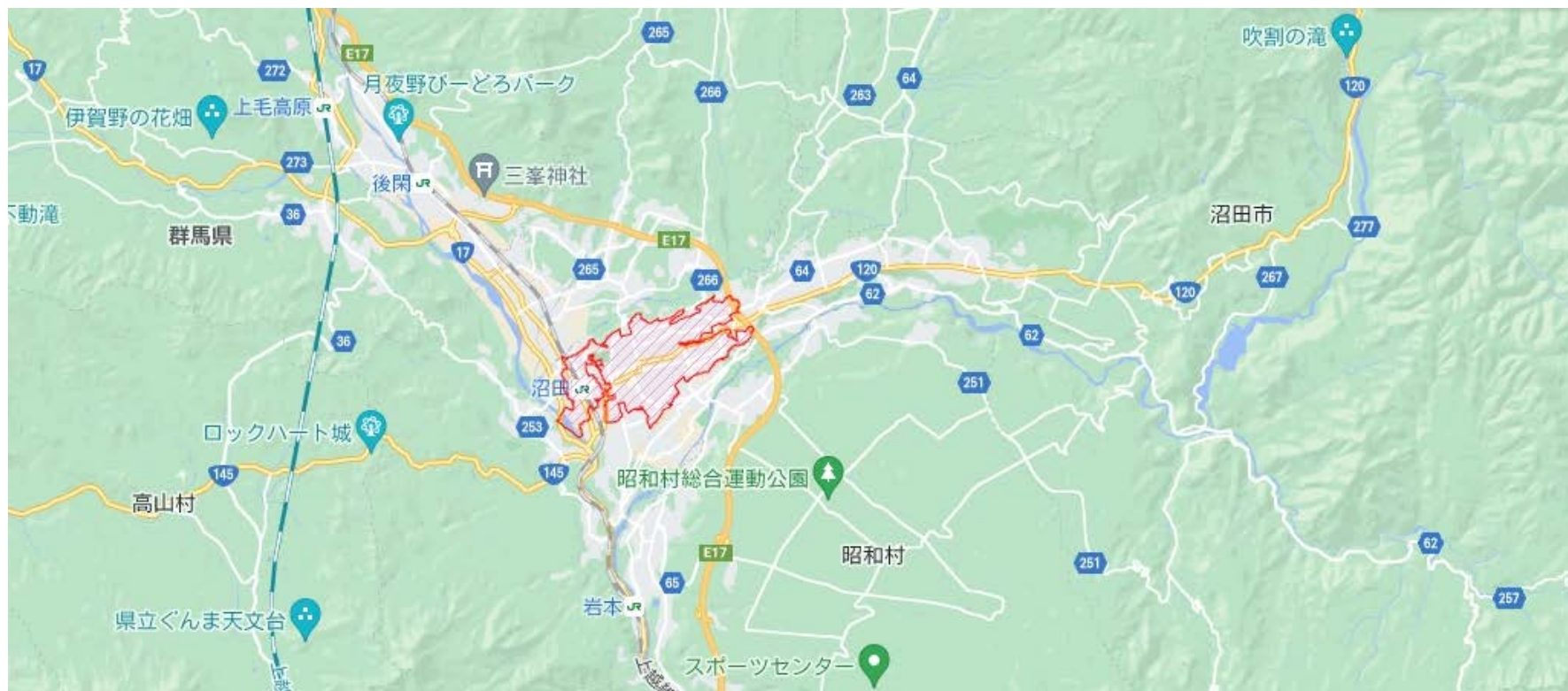
| 年 | 月 | 日数 | 平日 | 土 | 日祝 |
|---|----|-----|-----|----|----|
| 5 | 10 | 31 | 21 | 4 | 6 |
| | 11 | 30 | 20 | 4 | 6 |
| | 12 | 31 | 21 | 5 | 5 |
| 6 | 1 | 31 | 21 | 4 | 6 |
| | 2 | 29 | 19 | 4 | 6 |
| | 3 | 31 | 20 | 5 | 6 |
| | 4 | 30 | 21 | 4 | 5 |
| | 5 | 31 | 21 | 3 | 7 |
| | 6 | 30 | 20 | 5 | 5 |
| | 7 | 31 | 22 | 4 | 5 |
| | 8 | 31 | 21 | 5 | 5 |
| | 9 | 30 | 19 | 4 | 7 |
| | | 366 | 246 | 51 | 69 |

運行日数:297日(日曜及び祝日運休)

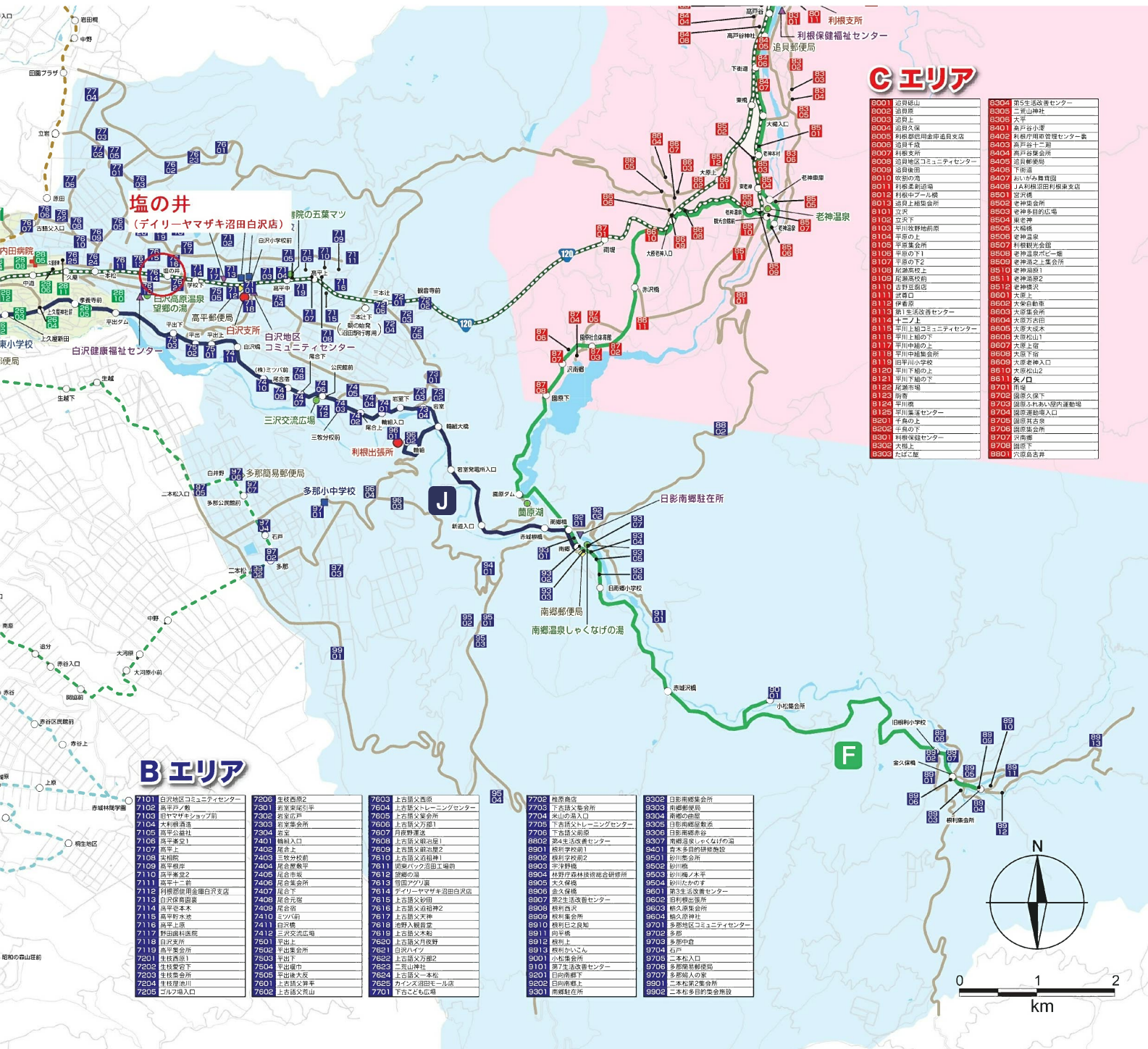
1日1台当たりの運行回数:14回

| | 回数 | 日数 | 車両数 | 合計 |
|------|----|-----|-----|--------|
| Aエリア | 14 | 297 | 4 | 16,632 |
| Bエリア | 14 | 297 | 1 | 4,158 |
| Cエリア | 14 | 297 | 1 | 4,158 |

沼田市人口集中地区（R2）



地図で見る統計（jSTAT MAP）から引用



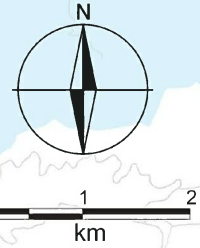
塩の井 (デイリーヤマザキ沼田白沢店)

C エリア

- 8001 沼田山
- 8002 沼田山
- 8003 沼田山
- 8004 沼田山
- 8005 沼田山
- 8006 沼田山
- 8007 沼田山
- 8008 沼田山
- 8009 沼田山
- 8010 沼田山
- 8011 沼田山
- 8012 沼田山
- 8013 沼田山
- 8014 沼田山
- 8015 沼田山
- 8016 沼田山
- 8017 沼田山
- 8018 沼田山
- 8019 沼田山
- 8020 沼田山
- 8021 沼田山
- 8022 沼田山
- 8023 沼田山
- 8024 沼田山
- 8025 沼田山
- 8026 沼田山
- 8027 沼田山
- 8028 沼田山
- 8029 沼田山
- 8030 沼田山
- 8031 沼田山
- 8032 沼田山
- 8033 沼田山
- 8034 沼田山
- 8035 沼田山
- 8036 沼田山
- 8037 沼田山
- 8038 沼田山
- 8039 沼田山
- 8040 沼田山
- 8041 沼田山
- 8042 沼田山
- 8043 沼田山
- 8044 沼田山
- 8045 沼田山
- 8046 沼田山
- 8047 沼田山
- 8048 沼田山
- 8049 沼田山
- 8050 沼田山
- 8051 沼田山
- 8052 沼田山
- 8053 沼田山
- 8054 沼田山
- 8055 沼田山
- 8056 沼田山
- 8057 沼田山
- 8058 沼田山
- 8059 沼田山
- 8060 沼田山
- 8061 沼田山
- 8062 沼田山
- 8063 沼田山
- 8064 沼田山
- 8065 沼田山
- 8066 沼田山
- 8067 沼田山
- 8068 沼田山
- 8069 沼田山
- 8070 沼田山
- 8071 沼田山
- 8072 沼田山
- 8073 沼田山
- 8074 沼田山
- 8075 沼田山
- 8076 沼田山
- 8077 沼田山
- 8078 沼田山
- 8079 沼田山
- 8080 沼田山
- 8081 沼田山
- 8082 沼田山
- 8083 沼田山
- 8084 沼田山
- 8085 沼田山
- 8086 沼田山
- 8087 沼田山
- 8088 沼田山
- 8089 沼田山
- 8090 沼田山
- 8091 沼田山
- 8092 沼田山
- 8093 沼田山
- 8094 沼田山
- 8095 沼田山
- 8096 沼田山
- 8097 沼田山
- 8098 沼田山
- 8099 沼田山
- 8100 沼田山

B エリア

- 7101 沼田山
- 7102 沼田山
- 7103 沼田山
- 7104 沼田山
- 7105 沼田山
- 7106 沼田山
- 7107 沼田山
- 7108 沼田山
- 7109 沼田山
- 7110 沼田山
- 7111 沼田山
- 7112 沼田山
- 7113 沼田山
- 7114 沼田山
- 7115 沼田山
- 7116 沼田山
- 7117 沼田山
- 7118 沼田山
- 7119 沼田山
- 7201 沼田山
- 7202 沼田山
- 7203 沼田山
- 7204 沼田山
- 7205 沼田山
- 7206 沼田山
- 7207 沼田山
- 7208 沼田山
- 7209 沼田山
- 7210 沼田山
- 7211 沼田山
- 7212 沼田山
- 7213 沼田山
- 7214 沼田山
- 7215 沼田山
- 7216 沼田山
- 7217 沼田山
- 7218 沼田山
- 7219 沼田山
- 7220 沼田山
- 7221 沼田山
- 7222 沼田山
- 7223 沼田山
- 7224 沼田山
- 7225 沼田山
- 7226 沼田山
- 7227 沼田山
- 7228 沼田山
- 7229 沼田山
- 7230 沼田山
- 7231 沼田山
- 7232 沼田山
- 7233 沼田山
- 7234 沼田山
- 7235 沼田山
- 7236 沼田山
- 7237 沼田山
- 7238 沼田山
- 7239 沼田山
- 7240 沼田山
- 7241 沼田山
- 7242 沼田山
- 7243 沼田山
- 7244 沼田山
- 7245 沼田山
- 7246 沼田山
- 7247 沼田山
- 7248 沼田山
- 7249 沼田山
- 7250 沼田山
- 7251 沼田山
- 7252 沼田山
- 7253 沼田山
- 7254 沼田山
- 7255 沼田山
- 7256 沼田山
- 7257 沼田山
- 7258 沼田山
- 7259 沼田山
- 7260 沼田山
- 7261 沼田山
- 7262 沼田山
- 7263 沼田山
- 7264 沼田山
- 7265 沼田山
- 7266 沼田山
- 7267 沼田山
- 7268 沼田山
- 7269 沼田山
- 7270 沼田山
- 7271 沼田山
- 7272 沼田山
- 7273 沼田山
- 7274 沼田山
- 7275 沼田山
- 7276 沼田山
- 7277 沼田山
- 7278 沼田山
- 7279 沼田山
- 7280 沼田山
- 7281 沼田山
- 7282 沼田山
- 7283 沼田山
- 7284 沼田山
- 7285 沼田山
- 7286 沼田山
- 7287 沼田山
- 7288 沼田山
- 7289 沼田山
- 7290 沼田山
- 7291 沼田山
- 7292 沼田山
- 7293 沼田山
- 7294 沼田山
- 7295 沼田山
- 7296 沼田山
- 7297 沼田山
- 7298 沼田山
- 7299 沼田山
- 7300 沼田山



沼田市委託路線の運賃改定について

関越交通株式会社は令和 5 年度 10 月 1 日より、自主運行路線の上限運賃を改定する予定（資料 2 - 2）。沼田市の委託路線と同区間を走る路線があるため、今後の委託路線バス運賃について検討が必要。

コミュニティバス運行状況について

1 運行形態及び路線

コミュニティバス運行については、①定時定路線運行と②デマンド運行の 2 形態で運行。

○佐山線、岩本線、南郷線、根利尾瀬高校線

⇒朝晩定時定路線 1 便 7:00 頃～ ～19:00 頃

日中デマンド運行、【ハイエース】

○迦葉山線

⇒平日は朝晩定時定路線 1 便 7:00 頃～ ～19:00 頃

日中デマンド運行

⇒土日祝日＋年末年始は定時定路線運行、【小型バス】

○中山本宿線

⇒定時定路線全日運行 【中型バス】 6:00 頃～20:00 頃

2 デマンド運行

○月曜日から土曜日まで（日曜・祝日は運休）

A、B エリア：8 時 35 分から 17 時 30 分まで

C エリア：9 時から 17 時まで

○3 エリアに分けて運行

○1 乗車 400 円 ← ちょきシニアパスポート提示で半額

障がい者や小児などの運賃割引は路線バスに準ずる。

○決済方法 現金、tengoo

※バスカードは R6. 1. 31 利用終了（現在 A、B エリアのみ使用可能）

※交通系 IC カード導入予定

○乗降場所 市内 500 か所以上

○運行事業者

A、B エリア：関越交通株式会社

C エリア：株式会社老神観光バス

○予約制

自主運行路線と委託路線の関係性

- 沼田駅～沼田保健福祉センター前において、同区間を走る路線がある。
- 現在の初乗り運賃は、誘客策として実施していた割引により、委託路線も100円となっている。関越交通の10月1日の運賃改定では、自主運行路線において初乗り運賃割引を取りやめる予定

2023年 3月 23日

関越交通株式会社

路線バス（乗合バス）の上限運賃改定の申請について

関越交通株式会社（本社：群馬県渋川市、取締役社長：佐藤俊也）では、2023年3月23日に国土交通省関東運輸局へ乗合バス運賃の上限認可申請を行いました。

申請理由及び申請概要は次の通りです。

ご利用のお客様にはご負担をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 申請理由

当社の乗合事業は2004年度以降、人口の減少及び少子化による学生の利用者減少並びに燃料価格高騰等の影響により、慢性的な営業損失を計上しております。

また、2020年3月以降は新型コロナウイルス感染症の影響による路線バス利用者の減少傾向が続いていますが、この影響については少子化や在宅勤務の恒常化等により、新型コロナウイルス感染症終息後も完全回復は不可能と考えております。

そこで、近年実施中の磁気カードから交通系IC乗車券への切り替え、定期券種類の統一化等の利便向上の増収施策を行っていますが、燃料価格の高騰の影響も大きく、事業経営を圧迫しております。

このような事業環境のなか、当社は1993年の運賃改定以来、消費税率変更に伴うものを除き約30年間運賃を変更することなく輸送サービスを提供してきましたが、今後も公共交通としてのバス事業を安定的に継続していくための施策の一つとして上限運賃の変更を申請いたしました。

当社といたしましては、引き続き経営努力に努めてまいり所存ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2. 申請概要

- | | |
|----------------|---------------------------------------|
| (1) 申請日 | 2023年 3月 23日 |
| (2) 実施予定日 | 2023年 10月 1日 |
| (3) 申請対象路線 | 当社の全路線 (均一運賃路線・市町村地域公共交通会議対象路線を除く) |
| (4) 上限運賃の平均改定率 | 19.66% |

尚、実施運賃は上限運賃より低額の実施運賃といたします。

実施運賃における平均改定率は10.0%～12.0%程度を予定しています。

(定期券運賃の平均改定率も実施運賃とほぼ同率です。)

※上限運賃は、事業の経営に必要な原価に応じて算出される、バス事業者が収受することが出来る運賃の上限額です。

※実施運賃は、認可が得られた上限運賃の範囲内で実施する、実際にお客様から収受する運賃額です。

(5) 主要区間における現行・改定運賃比較表

| 区 間 | 現行運賃 | 申請 上限運賃 | 改定運賃 (予定) |
|-------------------|-------|------------|--------------|
| 初乗り運賃 (前橋駅・高崎駅区間) | 100 | 200 | 180~200 |
| 初乗り運賃 (その他区間) | 100 | 180 | 180 |
| 前橋駅 ~ 上小出 | 250 | 350 | 280 |
| 前橋駅 ~ 関根 | 400 | 510 | 450 |
| 前橋駅 ~ 渋川駅 | 640 | 930 | 700 |
| 前橋駅 ~ 富士見温泉 | 610 | 780 | 700 |
| 高崎駅 ~ 大八木 | 350 | 410 | 400 |
| 高崎駅 ~ 足門 | 480 | 680 | 550 |
| 高崎駅 ~ 渋川駅 | 800 | 1,350 | 900 |
| 渋川駅 ~ 伊香保温泉 | 580 | 800 | 670 |
| 沼田駅 ~ 沼田市保健福祉センター | 250 | 300 | 280 |
| 沼田駅 ~ 鎌田 | 1,600 | 2,010 | 1,750 |
| 後閑駅 ~ 猿ヶ京 | 900 | 1,440 | 1,000 |
| 水上駅 ~ 谷川岳ロープウェイ | 760 | 940 | 850 |
| 水上駅 ~ 湯の小屋 | 1,550 | 1,910 | 1,700 |
| 中之条駅 ~ 四万温泉 | 950 | 1,340 | 1,050 |

3. 輸送人員及び収支状況 (均一運賃区間及び市町村からの運行委託路線を除く)

| 項 目 | | 輸送人員 | 収支状況 |
|--------------|-----|---------|------------|
| 2021年度 実績年度 | | 1,575千人 | △107,819千円 |
| 2023年度 平年度推計 | 改定前 | 2,015千人 | △111,996千円 |
| | 改定後 | 1,930千人 | △16,374千円 |

2023年度平年度推計の収支状況は、事業の経営に必要な原価を計上した推定値です。

2023年度平年度推計(改定後)の輸送人員及び収支状況は、申請上限運賃での推定値です。

4. これまでの経営合理化状況及び今後の取り組み

当社は、群馬県内においてマイカーの普及とともに大手の路線バス事業者の撤退が進む中、これらの路線を継承するため当初は北部地域の路線バス事業に参入し、その後は前橋市内・高崎市内を中心とする市街地まで路線の拡大を図ってきました。

群馬県内の北部地区は、生活交通路線としての役割のほか、伊香保温泉・四万温泉・みなかみ温泉・尾瀬国立公園及びその周辺のスキー場等の主要観光地を抱えており、これらの地域へ来訪される観光客の二次交通としての輸送の確保を図っています。

また、群馬県内で初めて磁気カードによる「バスカード回数券」を導入し、このシステムが北部地区から前橋・高崎地区まで拡大し、平成12年12月からは「群馬県共通バスカード」として広く利用されてきました。

現在は、バスカードの機器の老朽化に伴いこれを廃止することになりましたが、順次 I C 乗車券の導入に切り替え、訪日外国人を含む観光客や地元住民の利用促進を図っています。

今後も、EMS（エコドライブ管理システム）を活用した燃料費削減等に取り組む一方、一部路線で実施している客貨混載事業による収益拡大等の施策に積極的に取り組み事業の継続に努めて参ります。

5. 安全対策への取り組み

当社は輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを常に認識し、事業環境における安全確保を第一に考える活動を実施しております。

具体的には、乗務員に対する安全教育として自社のひやりはっとドライブレコーダー映像におけるKYT教育の実施や新入社員を対象としたキャリアアップ研修及び緊急事態対応訓練など人材の育成と事故防止教育の拡充を図っております。

これらの施策は、本部運輸安全マネジメント委員会を中心に、全ての管理者及び営業所長が参加する運輸安全マネジメント連絡会や営業所単位での現場運輸安全マネジメント委員会を開催し、情報共有を図っています。

今後は、更に先進安全自動車（ドライバー異常時対応システム・衝突被害軽減ブレーキシステムなど）を積極的に導入し、安全対策に努めて参ります。

6. サービス向上への取り組み

当社は、お客様への利便向上を図るため、普通定期券以外に複数の種類を設定していましたが、これを割引率の高い普通定期券として統一し、I C 定期券やスマホ定期券に対応できるよう対応を進めています。

また、今後も、利用実態に応じたダイヤ改正や群馬版MaaSへの参画及びJ R 東日本旅客鉄道(株)との連携による列車との適切な接続ダイヤ及び企画乗車券の設定等、お客様の利便向上のための施策に積極的に取り組んで参ります。

このニュースリリースのお問い合わせは、下記までお願いします。

関越交通株式会社 企画部 TEL 0279-22-2020

6月19日追加予定

| エリア | コード | 名称 | 住所 |
|-----|------|-----------|----------|
| A | 3304 | あっちゃんりんご園 | 中発知町 295 |

追加理由

県道 266 号沿いに乗降ポイントがあり、利用に不便を来していたため追加する。

6月19日移設予定

| エリア | コード | 名称 | 住所 |
|-----|------|--------|-----------|
| A | 4407 | ねぎし療法院 | 恩田町 361-1 |

移設元（6月17日（土）まで運行、6月19日廃止予定）

| エリア | コード | 名称 | 住所 |
|-----|------|--------|-----------|
| A | 4403 | 恩田町公民館 | 恩田町 113-1 |

移設理由

恩田町公民館駐車場をデマンドバスの停車場所として想定していたが、実際には駐車場は狭く、停車が困難であったため、近隣施設に乗降ポイントを移設する。

追加（あっちゃんりんご園）



移設（恩田公民館→ねぎし療法院）

